

徳島県情報公開審査会答申第160号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年6月3日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「別紙公文書の件名に関する書類の現在までの書類（H28.3.4請求分）環境指導課」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

別紙公文書の件名とは、次のとおりである。

「1 平成〇年〇月〇日保健福祉（阿南）職員による〇〇に関する業務報告書及びH26年から現在までの分

2 上記にキサイする件に関する苦情申し立てた協議報告書 環境指導課」

2 実施機関の決定

平成28年6月17日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書を作成しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年6月21日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成28年11月9日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

県は、取締り指導・産廃指導に行きながら、あるべき書類を隠しているのはおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

1 本件請求の背景について

平成〇年〇月〇日、阿南市に匿名の通報があり、阿南市〇〇町において〇〇が資材置場に産業廃棄物等を不適正に保管等していることが判明したため、南部総合県民局保健福祉環境部（阿南）（以下「保健福祉環境部（阿南）」という。）が同社に対し廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づく指導を行っているところである。

なお、阿南市、那賀郡及び海部郡における廃掃法に基づく指導業務は、保健福祉環境部（阿南）が所掌しており、環境指導課においては、この件に関し直接の指導を行う権限はない。

平成28年3月4日、審査請求人が、①平成26年以降の〇〇に関する業務報告書及び②この業務報告書に記載された件に関する苦情を申し立てた協議報告書の公文書公開請求を行った。実施機関は、①については、保健福祉環境部（阿南）が作成した平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日の業務報告書を特定して、平成28年3月18日付け公文書部分公開決定処分を行った。また、②については、「苦情」というのは審査請求人が保健福祉環境部（阿南）に〇〇に関する対応状況を問い合わせたことを指すものと解釈し、「協議報告書」とは、当該問合せに対して保健福祉環境部（阿南）が廃掃法制度を所管している環境指導課と協議した際の報告書であると特定した上で、環境指導課においては、保健福祉環境部（阿南）から協議を受けていないため、協議文書の取得も協議内容についての報告書の作成も行っていないことから、平成28年3月18日付け公文書公開請求拒否決定処分を行った。

審査請求人は、平成28年6月3日、前記①及び②について前回公開請求した3月4日以降実施機関が作成し、保有している公文書の公開請求を行い、そのうちの②に関する公開請求が本件請求である。

2 本件処分の理由について

実施機関は、前記1のとおり、「苦情」というのは審査請求人が保健福祉環境部（阿

南)に〇〇に関する対応状況を問い合わせたことを指すものと解釈し、「協議報告書」とは、当該問合せに対して保健福祉環境部(阿南)が廃掃法制度を所管している環境指導課と協議した際の報告書であると特定した上で、環境指導課においては、平成28年3月4日から同年6月3日までの間に保健福祉環境部(阿南)から協議を受けていないため、協議文書の取得も協議内容についての報告書の作成も行っていないものであり、本件請求に係る公文書は保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書

本件請求に係る公文書は、保健福祉環境部(阿南)の職員が作成した〇〇に関する業務報告書に記載された件に関する苦情を申し立てた協議報告書であって、平成28年3月4日から同年6月3日までに環境指導課が保有しているものである。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、県が産業廃棄物に関して指導を行っているにもかかわらず、文書がないのはおかしいと主張するため、以下検証する。

当審査会において、保健福祉環境部(阿南)が作成した平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日の業務報告書を見分したところ、保健福祉環境部(阿南)の職員が〇〇に対して同社の資材置場に置かれている産業廃棄物を適正に処分するよう指導している経緯経過を報告しているものと認められた。

実施機関の説明によると、保健福祉環境部(阿南)は、この業務報告書に記載された件について、審査請求人から問合せを受けたとのことであるが、この問合せを契機として保健福祉環境部(阿南)と環境指導課が協議を行ったことはないため、協議文書も協議内容についての報告書も保有していないとのことである。

徳島県行政組織規則(昭和42年徳島県規則第15号)において、総合県民局保健福祉環境部の分掌事務の中に局内の「廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関すること」が規定されており、阿南市、那賀郡及び海部郡における廃棄物の適正処理に係る指導業務は、南部総合県民局保健福祉環境部が行うものであると認められる。一方、同規則中環境指導課の分掌事務として「廃掃法の施行に関すること」と規定されており、環境指導課は、廃掃法の制度所管課として保健福祉環境部(阿南)から協議を求められることもあるものと認められる。しかしながら、〇〇に関する事案について、現段階では保健福祉環境部(阿南)が自らの方針に沿って指導を行っているところであり、環境指導課に協議を行っていないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

よって、本件請求に係る公文書について保有しておらず、不存在であることを理由として実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年11月9日	諮問
平成29年3月28日	審議（第143回審査会）
5月18日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第144回審査会）
7月6日	審議（第145回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	

益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	